

特定教育・保育及び特定地域型保育等を行う者の見込み数及び確保策（案）①

国の基本指針（抜粋）

特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項

質の高い特定教育・保育及び特定地域型保育並びに地域子ども・子育て支援事業（以下「特定教育・保育等」という。）の提供に当たって基本となるのは人材であり、国、都道府県、市町村及び特定教育・保育等を提供する事業者は、特定教育・保育等に係る人材の確保及び養成を総合的に推進することが重要である。

都道府県は、このための中心的な役割を担っており、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画において、保育教諭、幼稚園教諭、保育士その他の特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項（特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者の見込み数を含む。）を定めること。

特定教育・保育及び特定地域型保育等を行う者の見込み数

配置基準

| | | | 0歳児 | 1・2歳児 | 3歳児 | 4歳児以上 |
|---------|-----------|----|-----------|-------|------|-------|
| 特定教育・保育 | | | 3:1 | 6:1 | 20:1 | 30:1 |
| 特定地域型保育 | 小規模保育事業 | A型 | 保育所の基準+1名 | | | |
| | | B型 | 保育所の基準+1名 | | | |
| | | C型 | 3:1 | 3:1 | | |
| | 家庭的保育事業 | | 3:1 | 3:1 | | |
| | 居宅訪問型保育事業 | | 1:1 | 1:1 | | |
| | 事業所内保育事業 | | 3:1 | 6:1 | | |

補助者を置く場合は5:2

定員19名以下の場合には小規模保育A・B型と同じ

各市町村の量の見込み及び確保の内容から配置基準に基づいて必要となる従事者数の算出は可能である。しかし、配置基準どおりの最低人数で運営は困難であり、これまでの実態に即した必要見込み人数の算出、確保策が必要である。

【例：保育士の平成24年度実績】

- ◆配置基準による保育士数・・・3,161人
- ◆認可保育所の保育士数（常勤換算）・・・5,263人

$5,263 \text{人} \div 3,161 = 1.66$ ・・・加配率は必要最低人数の1.66倍となっている。

各市町村の量の見込み及び確保の内容から配置基準に基づいて最低限必要となる人数を算出し、その人数に過去の平均加配率の実績を乗じて得た数値が現実に近い数値となる。

教育・保育を行う者の総見込み数の算出式

市町村の量の見込み
及び確保の内容



配置基準



過去の従事者実績

配置基準どおりの最低必要人数

特定教育・保育及び特定地域型保育等を行う者の見込み数及び確保策（案）②

教育・保育を行う者の算出のための基礎数値

①配置基準に基づく必要最低人数

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|-------------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育教諭 | 281 | 396 | 486 | 562 | 632 |
| 保育士 ※1 | 3,509 | 3,604 | 3,597 | 3,523 | 3,449 |
| 幼稚園教諭 | 1,145 | 1,117 | 1,082 | 1,052 | 1,013 |
| 保育士 ※2 | 395 | 491 | 551 | 566 | 574 |
| 保育従事者 ※3 | 25 | 35 | 37 | 42 | 45 |
| 家庭的保育者 ※4 | 96 | 106 | 102 | 102 | 100 |
| 家庭的保育補助者 ※5 | 86 | 96 | 92 | 93 | 91 |

②加配率

保育教諭：1.71

平成24年：1.68 平成23年：1.71 平成22年：1.72 平成21年：1.73

保育士：1.68

平成24年：1.66 平成23年：1.66 平成22年：1.68 平成21年：1.70

幼稚園教諭：1.78

平成25年：1.76 平成24年：1.72 平成23年：1.82 平成22年：1.80 平成21年：1.81

地域型保育従事者：1.33

平成25年：1.27 平成24年：1.42 平成22年：1.30

※1：教育・保育施設における保育士
 ※2：小規模A型及びB型，事業所内における保育士
 ※3：小規模B型における保育従事者
 ※4：小規模C型，家庭的及び居宅訪問型における家庭的保育者
 ※5：小規模C型及び家庭的における家庭的保育補助者

③提供体制の確保のために必要となる人数（①×②）

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育教諭 | 481 | 677 | 831 | 961 | 1081 |
| 保育士 | 5,895 | 6,055 | 6,043 | 5,919 | 5,794 |
| 幼稚園教諭 | 2,038 | 1,988 | 1,926 | 1,873 | 1,803 |
| 保育士 | 526 | 653 | 733 | 752 | 763 |
| 保育従事者 | 33 | 47 | 49 | 56 | 60 |
| 家庭的保育者 | 127 | 141 | 135 | 135 | 133 |
| 家庭的保育従事者 | 114 | 128 | 122 | 123 | 121 |

今後確保が必要となる人数

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
|----------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 保育教諭 | 36 | 31 | 10 | 0 | 0 |
| 保育士 | 440 | 275 | 70 | 0 | 0 |
| 幼稚園教諭 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 保育士 | 188 | 127 | 80 | 19 | 11 |
| 保育従事者 | 10 | 14 | 2 | 7 | 4 |
| 家庭的保育者 | 42 | 14 | 0 | 0 | 0 |
| 家庭的保育従事者 | 29 | 14 | 0 | 0 | 0 |

特定教育・保育及び特定地域型保育等を行う者の見込み数及び確保策（案）③

確保のために講ずる措置

新たな保育士等の育成・就業支援

- ◆保育士養成施設に対する働きかけ
- ◆幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援

潜在保育士の復帰支援

- ◆保育士・保育所支援センター（保育士人材バンク）による潜在保育士の再就職等の支援
- ◆保育士や保育所等の管理者に対する研修の実施

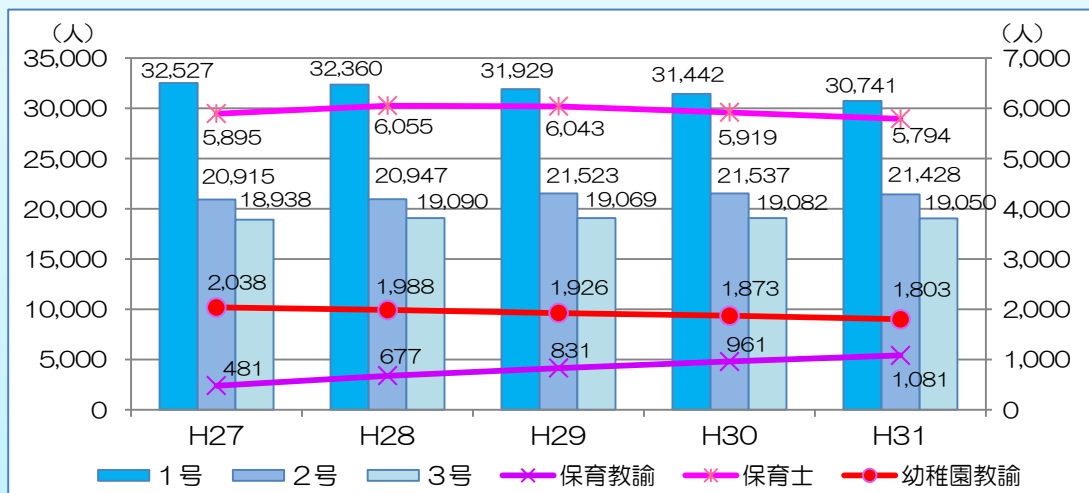
保育士等の就業継続

- ◆保育士等の処遇改善
- ◆保育士や保育所等の管理者に対する研修の実施

働く職場の環境改善

- ◆保育に係る周辺業務への地域の多様な人材（地域住民や子育て経験者など）の活用による保育士の負担軽減

《参考》量の見込みと従事者数の比較



※1号は3～5歳（学校教育のみ），2号は3～5歳（保育の必要性あり），3号認定は0～2歳（保育の必要性あり）をいう。

